

就労継続支援 B 型「kokoro」工賃支給規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社創想が運営する就労継続支援 B 型 kokoro が障害者総合支援法に基づき、kokoro 利用者に対して工賃を配分するための基準を定めるものである。

(定義)

第2条 工賃は、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援するために支給する。

(作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則10時から16時(ナチュラル製造作業は8時からとし、施設外支援の作業時間は、原則10時から17時とする。)とする。所定作業時間内に個別支援計画書に基づき行った作業に対して(昼休み、面談、モニタリング、休憩を除いた時間)工賃を支給する。

(支給の範囲)

第4条 工賃支給の対象は、ひと月に1日以上生産活動に従事した者とする。

(工賃の財源)

第5条 工賃は生産活動における事業収入から、必要経費を差し引いた額を財源とする。

(工賃の構成)

第6条 工賃は以下の表に定める内容の合計額とする。

種類	内容	金額
月給	一律	¥3,000
作業別時給	粉パッケージング作業以外の軽作業、掃除	¥150
	粉パッケージング作業 パソコン作業、落花生	¥200
	ナチュラル販売	¥250

	施設外就労	
	ナチュラル製造作業 施設外支援	¥350

(工賃の支給日)

第7条 工賃は毎月1回、1日から月末までの分を、翌月の25日に支給する。ただし、その日が休所日に当たる場合は、前日を支給日とする。また利用者本人の通所日の都合でやむを得ない場合には、支給日を他の日に振り替えることができることとする。

(工賃計算の単位)

第8条 工賃の計算の単位は円とする。

(工賃の支給方法)

第9条 工賃は、利用者本人に対し、その金額を現金で直接支払うこととする。その際、工賃支給受領印台帳本人の捺印をもらう。

(諸記録)

第10条 工賃の支給状況を常に明確にするために、次の諸記録を備える。

- ① 月間作業実績
- ② 工賃明細書
- ③ 工賃支給受領印台帳

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年9月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

工賃支給規定改訂対応表

旧	新
(新設)	(支給の範囲) 第4条 工賃支給の対象は、ひと月に1日以上生産活動に従事した者とする。
附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。	附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。 令和3年9月1日 改訂